

さ担 第 2290-2 号
令和7年 2月10日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

さつま町長 上野 俊市

市町村名 (市町村コード)	さつま町 (46392)	
地域名 (地域内農業集落名)	虎居区 (虎居町・東町・西町・轟町・虎居馬場・西手・虎居大角・甫立・海老川・日当瀬・一ツ木・下川)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 7 年 1 月 25 日 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

高齢化・後継者不足がみられることから、生産者と消費者がウイン・ウインの関係をつくれるよう検討するとともに、お互いの交流の場として暮市や初市における農産物販売に新たな手法を導入できないか、検討を進める。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・Uターンの推進や新規就農者の確保を図るとともに、高齢者も積極的に取り組める品目の導入を図り、地域農業の振興を図る。
・ブランド化した農産物の付加価値販売や、6次産業化による農産物加工品の販売を促進し、農家所得の向上を図る。また、耕畜連携による飼料作物等の取組を推進する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	94.26 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	94.26 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

中山間直払事業及び多面的機能支払交付金事業の対象地のほか、畑地圃場整備地区を中心に設定する。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理事業を活用して集積、集約化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・農地の貸し借りは、基本的に農地中間管理事業を活用する。 ・離農、リタイアする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
(3)基盤整備事業への取組方針
農道・水路の整備や、簡易な圃場整備など各種補助事業を活用できるよう協議を進める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
新規就農者に対して地域で支援していくことで、新たな担い手を確保していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☒ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①補助事業等を活用し、電気柵やフェンスの設置等侵入防止対策を、地域単位で一体的に取り組む。→一部取組中
- ②農業用廃プラスチック類や農薬の適正処理等に努めながら、有機農法や環境にやさしい環境保全型農業を実践する。→取組中
- ③スマート農業機器の導入を促進し、労力の軽減に努める。
- ⑨農業機械の個人購入から共同利用機械の購入に転換を図り、集落営農や農作業受託等を推進する。→取組中
- ⑨さつま町特別導入事業や簡易牛舎設置事業の活用により、優良雌牛の保留・導入や簡易牛舎の設置に努め、生産基盤の維持、拡大を図る。→取組中